

マイナンバーカード 代理受取 の 持ち物

申請者本人は 15歳未満の方

窓口に来る方は 法定代理人(親権者、未成年後見人)

- ★申請者が、15歳未満の方の場合、そのご本人と法定代理人(親権者、未成年後見人)と一緒に窓口にお出でいただく必要があります。ただし、申請者ご本人(15歳未満の方)が窓口にお越しになれない場合、法定代理人(親権者、未成年後見人)の方が、代理でカードを受け取ることができます。
- ★代理人受取の場合は、申請者本人が窓口で受け取る際にご用意いただくものよりも、多くの書類が必要です。次の表などを必ずご確認ください。

チェック欄	持ち物 (原本に限ります。コピー不可)
	<p>交付通知書(ハガキ)</p> <p>◎裏面の回答書欄をご記入の上、窓口にお持ちください。</p>
	<p>通知カード(お持ちの方のみ)</p>
	<p>住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)</p>
	<p>※通知カード、住民基本台帳カードを自宅以外で紛失された場合は、警察署で遺失届を提出していただき、受理番号を控えてきてください。マイナンバーカードの受け取りの手続きの際に必要なになります。</p>
	<p>申請者本人の本人確認書類(顔写真付きが必須) (「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください)</p> <p>①、②、③、④のいずれかの書類をお持ちください。</p> <p>① A区分のうち2点 ② A区分のうち1点とB区分のうち1点(合計2点) ③ B区分のうち顔写真付きのもの1点とB区分のうち顔写真付きでないもの2点(合計3点) ④ 法定代理人による顔写真証明書とB区分のうち顔写真付きでないもの2点(合計3点)</p> <p>…法定代理人による顔写真証明書とは、所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、法定代理人が署名をすることで本人確認書類の一つとするものです。</p>
	<p>法定代理人(親権者、未成年後見人)の本人確認書類(顔写真付きが必須) (「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください)</p> <p>①、②のいずれかの書類をお持ちください。</p> <p>① A区分のうち2点 ② A区分のうち1点とB区分のうち1点(合計2点)</p> <p>※A区分の顔写真付き本人確認書類をお持ちでないと、代理人になれません。</p>
	<p>申請者本人と法定代理人の関係を証明する書類</p> <p>・日本国籍の方: 戸籍全部事項証明書 ※本籍が松伏町内の場合は不要 ・外国籍の方 : 出生証明書及びその訳文</p>

松伏町役場 住民ほけん課 電話:048-991-1866(直通)
平日(月曜日～金曜日):午前8時30分～午後5時00分
第2・第4日曜日:午前9時00分～午後1時00分(要予約)